

# 入札公告(工事)

次のとおり事後審査方式一般競争入札に付します。

令和2年10月30日

名古屋高速道路公社  
理事長 新開 輝夫

## 1 工事概要

- (1) 工事名 令和2年度高速6号清須線他安全運転支援実験システム撤去工事
- (2) 工事場所 高速6号清須線、高速都心環状線、黒川ビル
- (3) 工事内容 本工事は、安全運転支援実験システムの撤去を行う工事である。
  - ・機器撤去工 一式
  - ・配管配線撤去工 一式
  - ・仮設備工 一式
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和3年3月26日(金)まで
- (5) 本工事は、予定価格の事前公表工事です。  
予定価格 金6,550,000円(消費税及び地方消費税抜き)
- (6) 本工事は、名古屋高速道路公社低入札価格調査実施要綱(平成16年通達第8号。以下低入札要綱)という。)に規定する調査基準価格及び失格判断基準を設定しています。
- (7) 本入札は、資料の提出及び入札等を『あいち電子調達共同システム(CALS/EC)』(以下「電子入札システム」という。)により行う(以下「電子入札」という。)対象工事です。  
なお、電子入札システムにより難しい者は名古屋高速道路公社(以下「公社」という。)の承認を得て紙入札方式に代えることができます。
- (8) 本工事の入札参加にあたり、電子入札システムでは次の工種を選択してください。  
電子入札システムで選択する工種 「電気通信工事」

## 2 競争参加資格

- (1) 工事等請負業者の決定等に関する細則(平成9年名古屋高速道路公社細則第3号)第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出日から開札の日までの期間において、名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書(平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

- (3) 会社の電気通信工事に係る令和2・3年度の一般競争有資格業者の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、公社が別に定める手続に基づく一般競争有資格業者の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 愛知県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (6) 平成22年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡し完了した、公社又は他機関（国の機関\*、地方公共団体\*又は公益民間企業\*をいう。）が発注した同種工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
- ※コリンズ・テクリス検索システムで使用している発注機関情報による。
- 同種工事：道路法（昭和27年法律第180号）で定める道路における交通規制を伴う電気通信工事
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を本工事の現場着手時までに専任で配置できること。
- ア 下記のいずれかの要件を満たす者
- (ア) 10年以上の実務経験を有する者
- (イ) 1級電気通信工事施工管理技士又は2級電気通信工事施工管理技士の資格を有する者
- (ウ) 技術士 電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に限る）の資格を有する者
- (エ) 電気通信主任技術者で5年以上の実務経験を有する者
- (オ) 電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、高等学校は5年以上、大学若しくは高等専門学校は3年以上の実務経験を有する者
- (ア)、(エ)及び(オ)の実務経験は、電気通信工事の経験とする。
- イ 平成22年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡し完了した、(6)に掲げる同種工事に従事した経験を有する者
- (8) 申込書の提出日から開札の日までの期間において、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領（平成9年通達第8号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 1（1）に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としないこと。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部課

〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目17番30号

名古屋高速道路公社 総務部会計課（契約担当）

電話 052-919-5642

(2) 入札説明書、設計図書、図面等について

交付希望者は、令和2年10月30日（金）午前10時00分から令和2年11月17日（火）午後4時00分までに、電子入札システム内の入札情報サービスよりダウンロードしてください。

URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

(3) 入札参加申込書の提出期間及び方法

本入札に参加を希望する者は、次に従い、申込書を提出してください。

ア 期 間 令和2年10月30日（金）午前10時00分から

令和2年11月13日（金）午後4時00分までの電子入札システム稼動時間（電子入札システムの稼動時間は、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除いた日の午前8時から午後8時まで）

イ 方 法 申込書を、電子入札システムにより公社会計課に提出してください。

アの期間の経過後に到達した場合は、本入札に参加することができません。

(4) 入札書及び工事費内訳書の提出

入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）は電子入札システムにより提出してください。

ア 入札書等の提出期間

令和2年11月16日（月）午前10時00分から

令和2年11月17日（火）午後4時00分までの電子入札システム稼動時間

（電子入札システムの稼動時間は、休日を除いた日の午前8時から午後8時まで）

イ 入札回数 1 回

ウ 開札

(ア) 年月日 令和2年11月18日（水）

(イ) 場 所 名古屋市北区清水四丁目17番30号

名古屋高速道路公社 本社 6階 会議室

#### 4 事後審査の手続等

(1) 落札候補者は、次に従い、事後審査に必要な書類を提出してください。

ア 提出期限 令和2年11月20日（金）午後4時まで

イ 提出場所 公社会計課

ウ 提出方法 持参又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」とします。

なお、郵送等の場合は、提出期限前日までに必着とします。

(2) 落札候補者の事後審査の結果、競争参加資格がないと認められた場合は、適格者が確認できるまで、次順位の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。

(3) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

事後審査において競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求められます。

ア 提出期限 審査結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内の毎日午前10時00分から午後4時00分まで

イ 提出場所 公社会計課

ウ 提出方法 持参又は郵送等とします。

なお、郵送等の場合は、提出期限前日の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答します。

## 5 その他

### (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 要

### (2) 入札の無効

次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

ア 2の競争参加資格を有しない者のした入札。なお、落札決定時において当該資格のない者である場合は、競争参加資格を有しない者に該当する。

イ 事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 電子署名及び電子証明書のない電子入札

エ 代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人のICカードを使用する等ICカードを不正に使用して行った電子入札

オ 現場説明書、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得（平成18年通達第27号）及び名古屋高速道路公社電子入札要領（平成20年通達第5号）において示す入札に関する条件に違反した入札

### (3) 落札者の決定方法

ア 次の条件を満たしたもののうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。

(ア) 工事の請負契約等の取扱いに関する細則（平成9年名古屋高速道路公社細則第2号）第5条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 入札価格の積算内訳が低入札要綱第5条第1項に基づく失格判断基準に該当しないこと。

イ 落札候補者に対して事後審査を行い、競争参加資格を満たしていることを確認した上で落札者を決定します。

### (4) 契約書作成の要否 要

### (5) 関連情報入手するための照会窓口は、3（1）に同じ。

(6) 詳細については入札説明書によります。

(7) 留意事項

審査に必要な書類は、入札説明書の内容を確認したうえで十分留意して提出してください。

(8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は工期の延長を行った工事の施工実績に係る取扱いについては別紙のとおりとします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は工期の延長を行った  
工事の施工実績に係る取扱いについて

入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は工期の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない工事の施工実績に係る取扱いは以下のとおりとします。

1 対象工事

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った工事。

2 施工実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ、参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった工事は、完了したものとして施工実績の対象とします。

3 施工実績の対象とする項目

(1) 入札参加資格

ア 企業の施工実績

イ 配置予定技術者の施工実績

(2) 総合評価落札方式の評価項目

ア 企業の能力に関する事項の施工実績

イ 技術者の能力に関する事項の施工実績

4 提出資料

事前審査型の場合は申請書提出日に、事後審査型の場合は事後審査資料の提出にあたっては、以下の資料を添付してください。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて工事の一時中止等を行ったことを確認できる書類

(2) 工事の一時中止等を行う前の工期を確認できる書類

## お知らせ

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、以下のとおり取り扱うので、お知らせします。

#### 競争参加資格申請書、技術資料及び工事費内訳書等の押印について

電子入札システムにより提出をするときは、押印は不要ですが、紙入札方式により参加する等により、押印が必要となる場合において、押印が困難であるときは、参加希望企業と作成担当者の雇用関係が分かる資料(社員証又は健康保険被保険者証等の写し)を添付することにより、押印は不要とします。